

福島県経営力強化保証制度要綱

1 目 的

この制度は、国が全国統一制度として定めた経営力強化保証制度を活用し、県内中小企業の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して県内中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって県内中小企業の経営力の強化を図ることを目的とする。

2 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の条件

① 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。

② 資金使途

運転資金、設備資金

経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に限る。

ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

③ 融資限度額

運転資金、設備資金 5,000万円

運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。

④ 融資期間

ア 一括返済の場合

1年以内

イ 分割返済の場合

運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内）

設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

ただし、本制度によって信用保証協会の保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内（うち据置期間1年以内）とする。

⑤ 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

一般関係に係る保証については、借入金額に対し、0.45%から1.75%。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。なお、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適用は行わない。

経営安定関連保証（5号）については、信用保証協会が定める保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 （責任共有保証料率）	1.75 %	1.55 %	1.35 %	1.15 %	1.00 %	0.80 %	0.60 %	0.45 %	0.45 %
県制度信用保証料率 （政策目的制度）	1.25 %	1.10 %	0.95 %	0.85 %	0.80 %	0.70 %	0.50 %	0.35 %	0.35 %

財務諸表がない場合 0.85%

(3) 申込場所

取扱金融機関本・支店

(4) 保証取扱期間

随時

3 その他

(1) 添付資料

融資・保証を受けようとする者は、申込の際、信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付するものとする。

- ① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- ② 事業計画書（申込人が策定したもの）
- ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
- ④ 経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書

(2) 事業行動計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- ① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- ② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- ③ 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- ④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

(3) 金融機関の責務及び報告

- ① 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- ② 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- ③ 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ④ 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(4) 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。

注：既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。